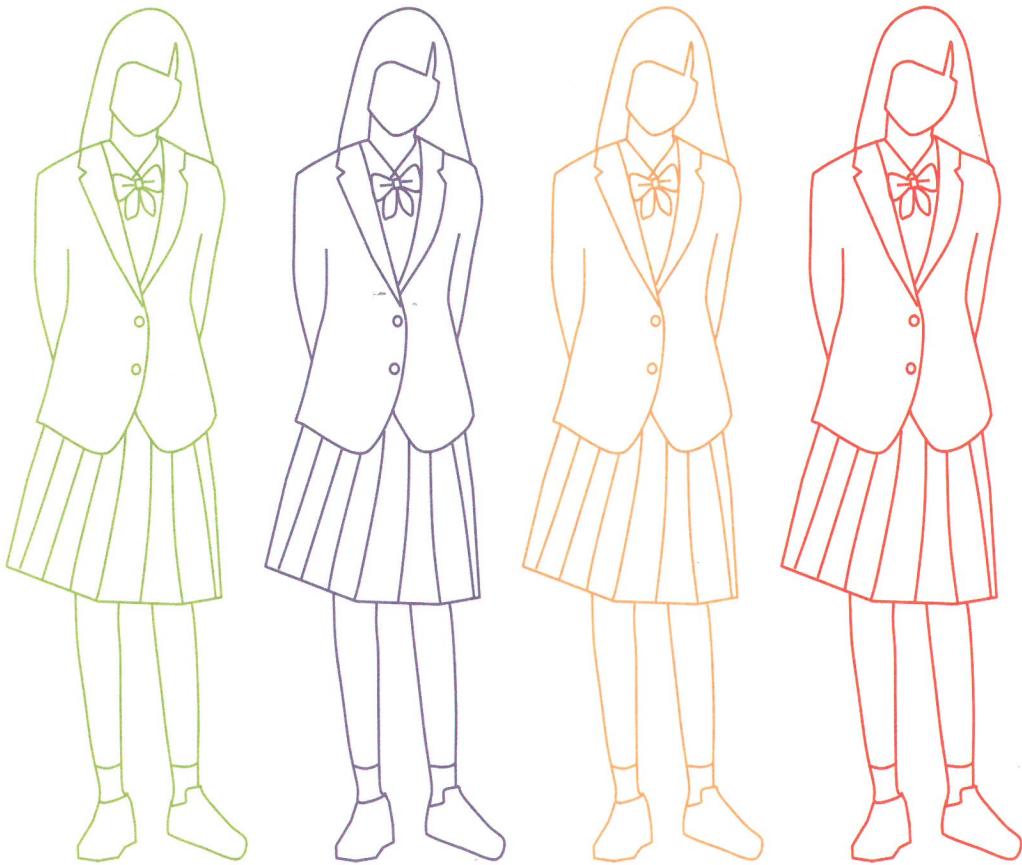


どうすれば守れる? 若年層のこころとからだ



JK ビジネスという言葉は、すでに社会的にも浸透し、ご存じの方も多いと思います。若年層の人たちの身に何が起きているのか知っていただければと作成しました。是非ご一読ください。

●いま、10~20代の若い人たちが性被害にあります

若年層の女性を中心として、「JKビジネス問題」や「アダルトビデオ出演強要問題」などの性被害が発生しています。

性暴力は、身体だけでなく、心も傷つける決して許されない行為です。あなたの近くに被害にあって、困っている人はいませんか？

●「JKビジネス」問題

女子高生（JK）が、「学校帰り・週1回でもOK」「おしゃべりするだけ！」といったアルバイト募集広告を見て仕事を始めたところ、健全な仕事のはずが、性的な行為の強要やその姿を盗撮されて画像や動画がネットなどにアップされるなど、性被害や情報流出のトラブルに巻き込まれています。

●AV（アダルトビデオ）出演強要問題

モデルやアイドルにならないかとスカウトされ、AVの出演があることを知らずに契約し、後から聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影を要求される問題が発生しています。

恥ずかしさや後ろめたさから誰にも相談できなかったり、契約書をたてに「出演しなければ違約金がかかる」などと脅され、業者に孤立させられるなどの事情から被害が見えにくい特徴があります。

●被害者は女性だけではありません

「君、モデルにならない？」そんな言葉で誘われたのは男子学生でした。
「シャツを脱いで上半身だけ見せてくれる？」など、要求はエスカレートし、気がついたときには学生証のコピーをとられているなど、被害にっています。

●デートレイプ・ドラッグ

睡眠薬などの薬を飲み物や食べ物に混ぜられて意識がもうろうとなり、抵抗できない状態になったところで性的な行為をされるなどの被害がおきています。

●デートDV

恋人同士など、親密な関係にある相手から暴力を受ける被害が広まっています。暴力は、「なぐる」「ける」などの身体的暴力だけでなく、「束縛する（行動監視、携帯電話のチェック、友人との付き合いの制限等）」などの精神的暴力や性的暴力、経済的暴力があります。

●リベンジポルノ

報復などを目的として、交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの性的な画像を、撮影対象者の同意なく、インターネット上に公表する行為のことです。平成26年11月27日リベンジポルノ被害防止法の施行により、プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪となりました。

一緒に写ることも含めて、一度撮影されてしまうと取り返しがつかない事態につながるおそれがあるため、親しい間柄でも気をつける必要があります。

●大人の責任

JKビジネス等に関わる子の中には、家庭や学校で人知れず孤立し、生きづらさを抱えている子が多いと言われています。しかし、最近では、SNS (Social Networking Service) などのインターネットを介してこのような危険につながることが簡単にできるようになったことから、すべての子にその範囲は広がっています。

●「誰も理解してくれない・・」「寂しい・・」「消えたい・・」

子どもたちがJKビジネス等に接してしまう時、その前提には身近な大人との関係があります。様々な理由から心に傷を負い、孤立して、SNSなどネットの仮想空間や夜の街に居場所をさがし、JKビジネス等に関わってしまう子どもたちも少なくありません。

●自業自得？自己責任？

JKビジネス等は、大人たちが築き上げた社会であり、決して子どもたちが主体ではありません。子どもたちの心の傷につけこみ、優しい言葉で誘い、性を商品化する大人と、それを貢う大人たちがいるのです。子どもたちの行動を一方的に責めることはできません。そうせざるを得ない状況にいつの間にか追い込まれ、性を搾取(さくしゅ)されているのです。

また、孤独で自己肯定感が低い心理状態である場合、嫌なことを求められても、必要とされないと感じてしまうことから心のよりどころや居場所となってしまい、危険と知りながらも抜け出せない子もいます。

「女子高生（JK）」というものに性的な価値を見いだし、「ビジネス」として彼女たちを売り物にする大人の存在、また、そのような社会こそが問題ではないでしょうか。私たちは、これらを「大人側の問題」として本気で考えていかなければなりません。

●JKビジネス等に関わって困っていることを打ち明けられたら・・

もし、彼女たちからJKビジネス等に関わって困っていることを打ち明けられたら、どうか「自業自得」「自己責任」と片付けたり、自分の考えや気持ちを押し付けたりせず、話してくれたことをねぎらい、じっくりと話を聴いてください。そして、どのような経緯や理由でそこに関わったのか背景を受けとめながら、病院や相談窓口へ一緒に行くなど、その子の安全や安心のために行動し、信頼できる大人がたくさんいることを彼女たちへ伝えてください。

彼女たちが自分の思いを安心して表現できる居場所になることが大人たちの責任です。

●ひとりで悩まず、相談してください！

 プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

■「AV出演強要」「JKビジネス」に関するトラブル

警察相談専用電話

犯罪被害の未然防止に関する相談等各種相談に応じる窓口です。



#9110

発信場所を管轄する都道府県警察の本部の総合窓口

につながります。（最寄りの警察署でも対応します。）

[土日・祝日及び執務時間外]

24時間受付体制の一部の県警を除き、当直または音声案内に対応します。

■ 性犯罪・性暴力被害

性犯罪被害相談電話

性犯罪の被害等の相談に対応します。



ハートさん
#8103

発信場所を管轄する都道府県警察の本部の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

[土日・祝日及び執務時間外]

当直が対応します。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行います。（各センターによって、支援内容は異なります。）



詳細は下記のページをご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf



■ 法的トラブル

日本司法支援センター（法テラス）

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介します。



法テラス・サポートダイヤル
0570-078374

[IP電話からは
03-6745-5600]

[平日] 午前9時～午後9時 [土曜日] 午前9時～午後5時 *祝日・年末年始を除く
※メールによるお問い合わせは法テラスホームページで24時間受付中。

■ 性的画像を含むインターネット上の問題

女性の人権ホットライン（法務局）

女性をめぐる様々な人権問題についての相談窓口です。性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について相談を受け、事案に応じた適切な対応を行います。



0570-070-810

最寄りの法務局・地方法務局につながります。

[平日]

午前8時30分～午後5時15分



[ウェブフォームにて24時間受付]

<http://www.ihaho.jp/>



羽曳野市 女性相談窓口

人間関係、暴力、からだのことなど、女性をとりまく悩みを専門相談員が応じます。ひとりで悩まず、まずは電話でご予約ください。

予約電話 072-958-1111（内線 1055）

相談日時

第1水曜日・第2金曜日・第4水曜日の13時30分～16時30分

面接相談・電話相談 いずれも可

※ただし、偶数月の第4水曜日は面接相談のみ



羽曳野市 市民人権部 人権推進課

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1

TEL (072) 958-1111 FAX (072) 958-8061

E-mail : jinkensuishin@city.habikino.lg.jp

発行 羽曳野市